

令和6年度報酬改定に伴い、届出が必要となる主な加算（障害児通所関係）

※下記に記載した届出が必要なケースは、加算を算定する場合のみを想定しています。

新設でない既存の加算において、報酬改定による要件の見直しに伴い算定できなくなる場合も、通常どおり届出が必要です。

| NO. | 項目名 | 届出が必要なケース | 届出が不要なケース | 関係するサービス |
|-----|-------------|---|---|----------------------------|
| 1 | 中核機能強化加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援（センターに限る） |
| 2 | 中核機能強化事業所加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援（センターを除く）、放課後等デイサービス |
| 3 | 児童指導員等加配加算 | 次の①②いずれかに該当する場合 ①令和6年度に新たに加算を算定する場合 ②令和5年度末時点で当該加算を算定しており、令和6年度も継続して算定する場合（但し、算定要件を「その他の従業者」の加配により満たしており、令和6年度も継続して同じ要件で算定する場合を除く） ※②については、報酬改定後の算定要件を満たすことを確認する必要があるため。 | 次の①②いずれかに該当する場合 ①当該加算を算定しない場合 ②算定要件を「その他の従業者」の加配により満たしており、令和6年度も継続して同じ要件で算定する場合（引続き算定可） | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 4 | 専門的支援体制加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 次の①②いずれかに該当する場合 ①当該加算を算定しない場合 ②令和5年度末時点で専門的支援加算を算定しており、令和6年度も専門的支援体制加算の算定要件を満たす場合（引続き算定可） | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 5 | 専門的支援実施加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 6 | 食事提供加算 | 次の①②いずれかに該当する場合 ①令和6年度に新たに加算を算定する場合 ②令和5年度末時点で当該加算を算定しており、令和6年度も継続して算定する場合 ※②については、報酬改定後の算定要件を満たすことを確認する必要があるため。 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援（センターに限る） |

令和6年度報酬改定に伴い、届出が必要となる主な加算（障害児通所関係）

※下記に記載した届出が必要なケースは、加算を算定する場合のみを想定しています。

新設でない既存の加算において、報酬改定による要件の見直しに伴い算定できなくなる場合も、通常どおり届出が必要です。

| NO. | 項目名 | 届出が必要なケース | 届出が不要なケース | 関係するサービス |
|-----|--|---|---|-----------------------------|
| 7 | 強度行動障害児支援加算 (児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 8 | 強度行動障害児支援加算 (放課後等デイサービス) | 次の①②いずれかに該当する場合 ①令和6年度に新たに加算を算定する場合 ②令和5年度末時点で当該加算を算定しており、令和6年度も継続して算定する場合 ※②については、報酬改定後の算定要件を満たすことを確認する必要があるため。 | 当該加算を算定しない場合 | 放課後等デイサービス |
| 9 | 人工内耳装用児支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 10 | 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 11 | 入浴支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 12 | 送迎加算 | 次の①②いずれかに該当する場合 ①児童発達支援事業所（センター及び主に重心を除く）及び放課後等デイサービス事業所（主に重心を除く）であって、送迎の対象児童が重心児、医ケア児又は中重度医ケア児である場合 ②児童発達支援事業所（センター及び主に重心に限る）及び放課後等デイサービス事業所（主に重心に限る）であって、送迎の対象児童が医ケア児又は中重度医ケア児である場合（但し、令和5年度末時点で、報酬改定前の報酬告示別表第1の11の口（37単位）又は同第3の9の口（37単位）を算定している場合は、送迎の対象児童が中重度医ケア児である場合のみ） | 次の①②いずれかに該当する場合 ①当該加算を算定しない場合 ②左記以外 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

令和6年度報酬改定に伴い、届出が必要となる主な加算（障害児通所関係）

※下記に記載した届出が必要なケースは、加算を算定する場合のみを想定しています。

新設でない既存の加算において、報酬改定による要件の見直しに伴い算定できなくなる場合も、通常どおり届出が必要です。

| NO. | 項目名 | 届出が必要なケース | 届出が不要なケース | 関係するサービス |
|-----|-------------------|--|--------------|-----------------------------------|
| 13 | 延長支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 14 | 共生型サービス医療的ケア児支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 児童発達支援（共生型に限る）、放課後等デイサービス（共生型に限る） |
| 15 | 個別サポート加算Ⅰ | 令和6年度に新たに加算を算定する場合（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置により、更に30単位/日（合計120単位）を加算する場合に限る） | 当該加算を算定しない場合 | 放課後等デイサービス（主に重心を除く） |
| 16 | 訪問支援員特別加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 17 | 多職種連携支援加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 18 | ケアニーズ対応加算 | 令和6年度に新たに加算を算定する場合 | 当該加算を算定しない場合 | 保育所等訪問支援 |